

養護相談の際の養子縁組への配慮や対応について

以下の問12～問16の設問では、平成25年度に対応したケースについてお伺いします。

問12. 養護相談を受けて以降、子どもの実親に対して養子縁組に関する説明をしていますか。
〔いくつでも〇〕

1. どの相談に対しても必ずする
2. 相談者から「養子に出して欲しい」と相談を受けた場合にする
3. 実親の状況から、家庭復帰が困難と思われるケースに説明する
4. 養子縁組についての説明はしていない

5. その他

問13. 実親から「子どもを養子に出して欲しい」という相談がありましたか。〔1つだけ〇〕

1. あった ⇨ 件 2. ない

▼ 問13で「1. あった」と回答された方にお聞きします

問14. 相談支援の過程において、結果的に実親が養子縁組の希望を取り下げたケースはありましたか。〔1つだけ〇〕

1. あった ⇨ 件 2. ない

問15. 問14とは別に、実親から「子どもを養子に出して欲しい」という相談がなくても、貴児童相談所の判断によって、養子縁組を前提とした里親委託を決定したケースはありましたか。〔1つだけ〇〕

1. あった ⇨ 件 2. ない

問16. 貴児童相談所が養子縁組を前提とした里親委託が適当であると判断しながらも、実親の同意等の問題で養子縁組を前提とした里親委託にならなかったケースはありましたか。〔1つだけ〇〕

1. あった ⇨ 件 2. ない

養子縁組に関する同意と実親支援について

問17. 貴児童相談所では、家庭裁判所に養子縁組の申し立てを行うまでの間に、実親に対する意思確認を再度行いますか。〔いくつでも〇〕

1. 実親から一度、意思確認ができていれば「同意」とする
2. 最初の確認からおおよそ3ヵ月以内に再度意思確認を行う
3. 最初の確認からおおよそ6ヵ月以内に再度意思確認を行う
4. 最初の確認からおおよそ6ヵ月以上経ってから再度意思確認を行う
5. 家庭裁判所への養子縁組申し立て時に再度意思確認を行う

6. その他

▼ 問17で「2.」～「5.」と回答された方にお聞きします

問18. 再度意思確認を行う場合、それはなぜですか。〔いくつでも〇〕

1. すべてのケースについて複数回の確認をしているため
2. 一度だけでは冷静に判断できているかどうか不明であるため

3. その他

問19. 実親が子どもを自ら育てることを選択した場合の実親への支援の制度について、実親への情報提供を行っていますか。〔いくつでも〇〕

1. どのような場合でも必ず行っている
2. 実親から相談を受けた場合には行っている

3. 行っていない

4. 時々行っている

5. その他

問20. 問19の情報提供時に、実際に制度利用につながるような対応（例えば同行での相談など）を行っていますか。〔1つだけ〇〕

1. 行っている

2. 行っていない

養子縁組前後の支援について

問21. 現在、養子縁組申立て前の里親委託期間中に、児童相談所からの支援を実施していますか。〔1つだけ〇〕

1. 実施している 2. 実施していない

▼ 問21で「1. 実施している」と回答された方にお聞きします

問22. 養子縁組申立て前の里親委託期間中に児童相談所から出向く家庭訪問は、どのような頻度で行なっていますか。〔1つだけ〇〕

1. 1週間に1度 2. 2週間に1度 3. 1ヵ月に1度

4. それ以外の頻度

5. 必要に応じて出向くため、特に頻度は決めていない

6. その他

問23. 現在、貴児童相談所では方針として養子縁組成立後の支援を実施していますか。〔1つだけ〇〕

1. 実施している 2. 実施していない

▼ 問23で「1. 実施している」と回答された方にお聞きします

問24. 養子縁組成立後にどのような支援を実施されていますか。〔いくつでも〇〕

1. 養親への研修の実施

2. 地域の子育て支援に関する情報の提供 3. 里親会・里親サロンに関する情報の提供

4. セルフヘルプグループに関する情報の提供 5. 養子縁組家庭への訪問（面接指導）

6. 養親が真実告知する際の留意点に関する支援

7. その他

問30で「1. あった」と回答された方にお聞きします

問33. 実親の同意が得られないままに申し立てる場合に、何か工夫している点がありますか。
〔文字回答〕（例：親族に確認するなど）

問30で「1. あった」と回答された方にお聞きします

問34. 特別養子縁組の認容、取り下げ、却下のケース数について〔各数値回答〕

①	②	③
認容されたケース数	取り下げたケース数	却下されたケース数
件	件	件

問35. 特別養子縁組の成立後、実親や子ども等から特別養子の離縁に関する相談はありましたか。
〔1つだけ〇〕

1. あった ⇨ 件 2. ない

▼ 問35で「1. あった」と回答された方にお聞きします

問36. 特別養子の離縁に関する相談のうち実際に離縁の申し立てがなされたケースは何件ですか。
〔数値回答〕

 件

養子縁組ケースの記録の保管と出自を知る権利の対応について

問37. 養子縁組成立後、当該ケースの記録は何年間保存していますか。〔1つだけ〇〕

1. 有期保存 ⇨ 年間 ①年数で規定 ②子どもの年齢によって規定
 歳 まで
2. 永年保存

問38. 養子縁組成立後、成長した養子から出自に関する問い合わせ等が、平成25年度にありましたか。〔1つだけ〇〕

1. あった ⇨ 件 2. ない

▼ 問38で「1. あった」と回答された方にお聞きします

問39. 問い合わせがあった養子に対して、実親に関する情報を提供しましたか。〔1つだけ〇〕

1. 提供した 情報提供の方法・内容について
2. 提供していない

養子縁組の管外委託について

問40. 養子縁組を希望する里親への管外委託を行ったことがありますか。〔1つだけ〇〕

1. ある

2. ない

→ 問44へ進む

▼ 問40で「1. ある」と回答された方にお聞きします

問41. 管外委託の際、都道府県外への委託を行ったことがありますか。〔1つだけ〇〕

1. ある

2. ない

問40で「1. ある」と回答された方にお聞きします

問42. どのようなケースで管外委託対応を行いましたか。〔いくつでも〇〕

1. 所管内に受け入れ家庭が見つからない場合
2. 望まない妊娠による出産など、何らかの事情により実親が地域に知られたくない場合
3. 虐待ケース等の事由により、実親と距離を置くことが適切だと判断される場合

4. その他

具体的に

問40で「1. ある」と回答された方にお聞きします

問43. 管外委託を行う場合、当該児童相談所とどのような連携を行いましたか。〔いくつでも〇〕

1. ケースに関する記録の提供
2. 指導依頼
3. 養親候補者と養子候補児童に関する情報の提供
4. 家庭訪問への同行

5. その他

具体的に

新生児の養子縁組あっせんについて

問44. 貴児童相談所では、新生児の養子縁組あっせんを実施していますか。〔1つだけ〇〕

1. 実施している

2. 実施していない

→ 問49へ進む

▼ 問44で「1. 実施している」と回答された方にお聞きします

問45. 新生児の養子縁組あっせんを始めたのはいつからですか。〔数値回答〕

西暦

年頃から

問44で「1. 実施している」と回答された方にお聞きします

問46. 新生児のあっせんを始めたのはなぜですか。きっかけや理由を具体的にご記入ください。

<hr/> <hr/> <hr/>

問44で「1. 実施している」と回答された方にお聞きします

問47. 新生児あっせんを希望する里親に対して、他の里親とは違う追加条件を設定していますか。
〔1つだけ〇〕

1. 設定している 2. 設定していない

▼ 問47で「1. 設定している」と回答された方にお聞きします

問48. 新生児の養子縁組あっせんの条件を具体的にご記入ください。

問53へ進む

問44で「2. 実施していない」と回答された方にお聞きします

問49. 今後、新生児の養子縁組あっせんを実施する予定はありますか。〔1つだけ〇〕

1. 実施する予定がある ⇨

2	0	
---	---	--

 年頃 2. 実施する予定はない

▼ 問49で「1. 実施する予定がある」と回答された方にお聞きします

問50. 実施にあたって、手引きや職員配置等を新たに準備する予定はありますか。〔1つだけ〇〕

1. 準備する予定

準備予定内容を具体的に

--

2. 予定はない

問44で「2. 実施していない」と回答された方にお聞きします

問51. 新生児のあっせんを実施しないのはなぜですか。理由を具体的にご記入ください。

問43で「2. 実施していない」と回答された方にお聞きします

問52. もし実施するとしたら、今後どのような準備が必要だと思いますか。

民間養子縁組あっせん事業者からの相談や通告と国際養子縁組について

以下の問53～問63の設問では、平成25年度に対応した民間養子縁組あっせん事業者に関するケースについてお伺いします。

問53. 貴児童相談所において民間養子縁組あっせん事業者からの相談または通告がありましたか。
〔1つだけ〇〕

1. あった

2. ない

問57へ進む

▼ 問53で「1. あった」と回答された方にお聞きします

問54. 民間養子縁組あっせん事業者からの相談または通告があった件数〔各数値回答〕

①	②	③	④	⑤
平成25年度 受理件数	子どもに疾病やアレルギー あるいは障がいがあるため に民間事業者による養子 縁組あっせんが進められ なくなったため児童相談所 に相談があった	養子となる子どもを養親と なる者に引き渡す間、子ど もを監護する者がいないた め児童相談所に相談があ った	実親の不適切な養育のた めに児童相談所への通告 がなされた	左記以外で、民間事業者 が養子縁組あっせんを進 められない様な何らかの事 情が生じたため児童相談 所に相談があった
件	件	件	件	件

SQ1. 上記⑤の「養子縁組あっせんを進められない様な何らかの事情」とは何ですか。具体的にご記入ください。

SQ2. その他のケースについて、具体的にご記入ください。

問53で「1. あった」と回答された方にお聞きします

問55. 問54の相談または通告に対応する過程で、民間あっせん事業者と児童相談所はどのような情報共有をしましたか。該当する件数でご回答ください。（自治体と協定等を結んでいる事業者を含める）〔各数値回答〕

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
民間あっせん事業者 の有する養子及び実 親または養親に関す る情報があらかじめ 文書で提供された	民間あっせん事業者 から上記の情報があ らかじめ口頭で伝え られた	児童相談所から民間 事業者へ情報提供を 求めた結果、文書で 提供された	児童相談所から民間 事業者へ情報提供を 求めた結果、口頭で 伝えられた	民間事業者からの情 報が十分に提供され なかった	何もしなかった	その他 具体的に
件	件	件	件	件	件	件

問53で「1. あった」と回答された方にお聞きします

問56. 問54の相談または通告に対する貴児童相談所の援助方針について、該当する件数でご回答ください。〔各数値回答〕

①	②	③	④
養子縁組里親委託	里親委託	児童福祉施設 入所措置	その他 具体的に
件	件	件	件

問57. 民間あっせん事業者から子どもを預かった養親希望者から、貴児童相談所が相談を受けた事例がありますか。〔1つだけ〇〕

1. あった 2. ない

▼ 問57で「1. あった」と回答された方にお聞きします

問58. 相談を受けた件数、同居の届けのあった件数、経路別の件数について〔各数値回答〕

相談の受理件数	①	②	③			④			⑤		
			うち同居の届けのあった件数			経路別の件数					
			養親希望者	市区町村	家庭裁判所						
件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件

問59. 相談の過程で民間事業者と情報共有を行いましたか。〔1つだけ〇〕

1. 情報共有を行った 2. 情報共有しなかった → **問62へ進む**

▼ 問59で「1. 情報共有を行った」と回答された方にお聞きします

問60. 民間あっせん事業者と情報共有以外の連携があった場合はその具体的な内容をご記入ください。

問59で「1. 情報共有を行った」と回答された方にお聞きします

問61. この相談に対する貴児童相談所の援助方針について該当する件数でご回答ください。〔各数値回答〕

①	②	③	④
児童福祉司指導	継続指導	助言指導	その他
件	件	件	具体的に 件

問62. 貴児童相談所において、上記期間に民間あっせん事業者に対して協力を要請した事例がありましたか。〔1つだけ〇〕

1. あった 2. ない

▼ 問62で「1. あった」と回答された方にお聞きします

問63. 要請した内容と得られた結果をご記入ください。

問64. 今後は、児童相談所と民間養子縁組あっせん事業者とが、どのような方法で連携すればよいとお思いになりますか。ご意見がありましたら自由にご記入ください。

<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

問65. 国際養子縁組が適当と判断する場合にどのような方法をとっていますか。また、適当と判断する基準があればご記入ください。

<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

以上で調査項目は終了です。ご協力に心から感謝します。

児童相談所における養子縁組に関する実態調査

～ 児童相談所及び民間事業者の役割はどうあるべきか～

個人票

児童相談所名 (001) ○○○○児童相談所

平成25年4月1日～平成26年3月31日の1年間に、貴児童相談所で養子縁組を前提とした里親委託を経て、普通養子縁組あるいは特別養子縁組が**成立した子ども**(例えば平成24年度に里親委託し翌平成25年度に成立した事例等を含みます)について伺います。以下の設問にお答えください。回答者は、原則としてケース担当者をお願いします。なお、この調査用紙は子ども一人について1部記入していただきます。用紙が足りない時は、お手数ですがこの調査用紙をコピーしてご記入ください。ご多忙のところ大変恐縮ですが、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

問1. 実父母と子ども本人の状況について〔数値回答および番号に○〕

- ① 出産時の実母の年齢 歳 1. 不明
- ② 出産時の実母の婚姻等の状況 1. 未婚 2. 既婚 3. 内縁関係 4. 離婚後単身 5. 不明
- ③ 出産時の特定できる実父の年齢 歳 1. 不明
- ④ 出産時の特定できる実父の婚姻等の状況 1. 未婚 2. 既婚 3. 内縁関係 4. 離婚後単身 5. 不明
- ⑤ 出産時の子どもの実父母の関係 1. 婚姻関係ではない 2. 婚姻中 3. 内縁関係 4. 離婚 5. 不明
- ⑥ 出産時の子どもと実父母または実父の関係 1. 婚内子 2. 認知された婚外子 3. 認知されない婚外子 4. 不明
- ⑦ 子どもの状況 1. 問題なし 2. 問題あり
- ⑧ 子どもの状況について〔いくつでも○〕
1. 肢体不自由 2. 内臓疾患 3. ぜんそく等アレルギー 4. 視覚障害 5. 聴覚障害 6. 知的障害
7. 発達障害 8. アトピー性皮膚炎 9. その他
- 具体的に

問2. 以下の時点での子どもの年齢についてお聞きします。〔各数値回答もしくは番号に○〕

①	②	③	④	⑤	⑥
相談開始時	一時保護時	施設措置時	里親委託時	家庭裁判所への養子縁組申立時	普通または特別養子縁組成立時
1. 出産前	1. していない	1. していない	1. していない		
歳 月	歳 月	歳 月	歳 月	歳 月	歳 月

問3. この子どもを委託した里親の種類について〔1つだけ○〕

1. 養育里親（専門里親を含む） 2. 養子縁組希望里親 3. 親族里親

問4. この子どもについて、成立した縁組の種類について〔1つだけ○〕

1. 普通養子縁組 2. 特別養子縁組

問5. この子どもの児童相談所への相談経路について〔いくつでも○〕

1. 親・親族 2. 乳児院 3. 児童養護施設
4. 里親 5. その他の児童福祉施設 6. 福祉事務所
7. 婦人相談所・婦人保護施設 8. 病院等医療機関 9. 保健センター・保健所
10. 他の児童相談所 11. 警察
12. その他
- 具体的に

問6. この子どもについて、養子縁組を前提とした里親委託が適当だと判断した理由は何ですか。〔いくつでも〇〕

1. 棄児（保護者不詳）
2. 実親の死亡 → 1. 父 2. 母 3. 両親
3. 実親の行方不明 → 1. 父 2. 母 3. 両親
4. 両親の未婚 → 1. 未婚で妊娠出産 2. 婚姻外で妊娠出産
5. 実親の精神疾患 → 1. 父 2. 母 3. 両親
6. 強姦等性犯罪被害による妊娠出産
7. 実親の虐待
8. 経済的困窮
9. 実親等との交流がないため
10. 家庭復帰、子どもとの交流に対して実親の意欲が見られないため
11. 実親の生活状況・養育能力から家庭復帰が困難なため
12. その他

問7. この事例について実親から養子縁組の同意をとったのはいつ頃ですか。〔いくつでも〇〕
また同意を得られた方は、母親・父親・双方のどなたでしたか。

1. 実親が子どもを預けに来た時 → 1. 母親 2. 父親 3. 双方
2. 一時保護から子どもを施設入所か里親委託をする前 → 1. 母親 2. 父親 3. 双方
3. 子どもを施設入所か里親委託した頃 → 1. 母親 2. 父親 3. 双方
4. 里親委託児の里親から当該子どもとの養子縁組の希望の申し出があった時 → 1. 母親 2. 父親 3. 双方
5. 子どもが入所している施設から打診があった時 → 1. 母親 2. 父親 3. 双方
6. 実親から養子縁組に関する相談を受けた時 → 1. 母親 2. 父親 3. 双方
7. その他
8. 実親からの同意は得ていない → 1. 母親 2. 父親 3. 双方

SQ. どうして同意を得ていないのですか。

1. 棄児のため
2. 未成年後見人から同意を得ているため
3. 実親が行方不明のため
4. その他

問8. 家庭裁判所に普通養子縁組または特別養子縁組の申し立てを行うまでの間に、実親に対して普通養子縁組または特別養子縁組に関する意思確認を再度行いましたか。〔いくつでも〇〕

1. 実親から一度確認ができていれば同意とし再確認はしなかった
2. 最初の確認からおおよそ3ヵ月以内に再度意思確認を行った
3. 最初の確認からおおよそ6ヵ月以内に再度意思確認を行った
4. 最初の確認からおおよそ6ヵ月以上経っていたので再度意思確認を行った
5. 家庭裁判所への養子縁組申し立て時に再度意思確認を行った
6. その他

▼ 問8で「2.」～「5.」と回答された方にお聞きします

問9. 再度意思確認を行ったのはなぜですか。〔いくつでも〇〕

1. 養子縁組を行う場合すべてのケースに複数回の確認をしているため
2. 養子縁組を行う場合一度だけでは冷静に判断できているかどうか不明であるため
3. 養子縁組の内容に変更が生じたため
4. その他

問10. 養親希望者に対して、貴児童相談所が里親委託中に実施した支援は次の項目のうちどれですか。〔いくつでも〇〕

1. 養親への研修の実施
2. 地域の子育て支援に関する情報の提供
3. 里親会・里親サロンに関する情報の提供
4. セルフヘルプグループに関する情報の提供
5. 家庭への訪問（面接指導）
6. 養親が真実告知する際の留意点に関する支援
7. その他
8. 支援は実施していない
9. 支援は里親担当の児童相談所が実施する

問11. この子どもについて、貴児童相談所が養子縁組成立後に支援を実施した場合は、支援内容は次の項目のうちどれですか。〔いくつでも〇〕

1. 養親への研修の実施
2. 地域の子育て支援に関する情報の提供
3. 里親会・里親サロンに関する情報の提供
4. セルフヘルプグループに関する情報の提供
5. 家庭への訪問（面接指導）
6. 養親が真実告知する際の留意点に関する支援
7. その他
8. 支援は実施していない
9. 支援は里親担当の児童相談所が実施する
10. 子どもの問題に対する支援（不登校、いじめ、非行、養親との親子関係、真実告知後の心理的サポート、発達面の相談等）

以上で調査項目は終了です。ご協力に心から感謝します。

平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）

分担研究報告書（中間報告）

「民間機関における養子縁組に関する研究」

研究分担者 宮島 清（日本社会事業大学専門職大学院）

研究協力者 白井千晶（静岡大学） 楽木章子（岡山県立大学准教授）

益田早苗（東京成徳大学） 野辺陽子（東京大学研究員）

吉田一史美（立命館大学専門研究員）

西野奈穂子（NPO 法人あっとほーむ理事，養親，里親）

林美恵子（大阪府中央子ども家庭センター）

はじめに

「民間機関における養子縁組に関する研究」班では、我が国の養子斡旋事業を行う民間機関を対象に 2 年計画で調査に取り組んでいる。調査の目的は、養子縁組における相談支援及び手続等の実態の把握を目的としている。26 年度は調査対象 19 機関のうち 11 機関を終えたところである。よって中間報告では結果の主な概要のみを報告とし、内容の詳細な分析・考察・提言は 27 年度の最終年度に報告する予定である。

I. 研究方法

- 1. 調査対象機関：**平成 25 年 4 月 1 日時点で第二種社会福祉事業届出をおこなっている 18 機関および直近まで養子縁組に係る第二種社会福祉事業をおこなっていた 1 機関、計 19 機関のうち、26 年度は 11 機関にヒアリング調査を行い、27 年度は残り 8 機関の調査を予定している。
- 2. 調査期間：**26 年度調査は平成 26 年 7 月から平成 27 年 1 月までに実施した。
- 3. 調査方法：**半構造化面接法。インタビューガイド（質問票 B）を作成し、インタビューガイドに基づきながら、半構造的に面接をおこなった。公平性と客観性の点から、調査員は 2 人体制で面接を実施した。インタビューガイドは分量が多いため、必須項目と努力項目に振り分けた。後日、メールや電話にて、補足的に質問の回答を得た機関もある。インタビューガイドとは別に民間機関の基本的な属性および相談支援状況に係る情報を得た（調査票 A）。
- 4. 調査内容：**調査票 A は各機関の設立基盤・規模・担当職員・事業開始時期・業務携帯等の基本的属性等についてで、機関に記入を依頼した。
調査票 B はヒアリング調査項目で、実親への支援、養子縁組支援の開始、養親候補者の

受付・登録・研修、養子候補の子どもへの支援、養子縁組の判断基準や考慮内容、養育開始時の支援、養子縁組申し立てにおける支援、養子縁組成立後の支援、今後の課題や要望等、調査内容は約 55 項目であった。また、政策研究の参考にするため、その他の資料の提供を依頼した（様式、指針、冊子等）。

5. 倫理的配慮：日本社会福祉事業大学の倫理審査の承認を得た（倫理審査番号：14-0301）。養親、養子、実親など個人の秘匿性の高い情報にかかわることから、ヒアリング内容は個人を特定しえない語句に変更し、調査対象機関による内容の確認を行った。個人情報を変更した調査結果を調査メンバーで共有し集計・分析している。

□. 調査結果の概要

本調査は 55 項目にわたる半構造化面接のため、得られた文章データの量は非常に膨大なため文章データの詳細な内容分析および考察は 27 年度に行う予定であり、今年度(26 年度)は調査票 B の結果についてある程度集計・分類できる項目を整理してまとめた。

1. 実親からの相談・申込みの方法

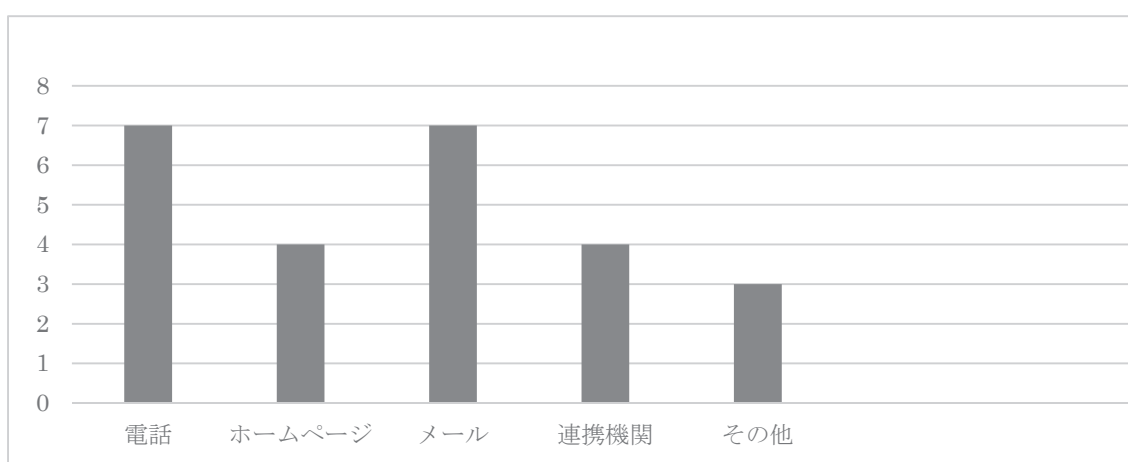


図1 相談・申込み方法（複数回答）

「実親からの相談や申し込みをどのような手段で受けるか」については 10 機関から回答を得た。最も多いのがフリーダイヤルを含む電話（7）、メール（7）であり、次いでホームページ相談フォームから（4）と連携機関からの紹介（4）、その他が（3）となっていた。（図 1） 妊娠・出産・養育に課題を抱える妊婦、養育困難な実母は、「養子に出したい」という訴えで民間機関に相談するが、その背景、心情、環境は様々で、妊娠・出産・養育支援があれば育てる意思があることもある。民間機関は、妊娠相談、養育相談のハードルが低いと感じられ、相談につながりやすい。民間機関は、継続的に相談を受ける中で、妊婦、

実母の環境や心情を把握し、信頼関係を結びながら、適切な方法や資源につなげる役割を担っている。ただし、本調査では、切迫・危険を感じるケースだが、相談者からの相談が途絶えてしまったケースについて深く尋ねていない。むしろ相談は相談者の自由意思に基づくものであるが、切迫・危険を感じるケースにいかに対処するか、その方法と残された課題について調査する必要があるだろう。

2. 妊婦・実母の状況

妊婦・実母の状況については 9 機関から回答が得られ、問題の背景は多岐にわたっていた。最も多いのは「子どもの父親からの DV または妊婦・実母の親からの身体的虐待」が 8 件と最も多かった。次いで「知的障害を含む精神障害」5 件、「アルコール・薬物依存」「外国籍」「不登校」「レイプ後の妊娠」「未成年」がそれぞれ 3 件となっていた。その他「HIV 感染者」「貧困」「未婚」「父親不明」他多数の背景があげられており、さまざまな養育困難背景をもっている。

子どもの要保護性以前に、妊婦、実母に要保護性があるケースが少なくないことが分かった。どのように要支援者の支援と妊婦健診の受診につなげているか、さらに調査が必要である。また、すでに措置されている子どもの養子縁組支援や児童相談所がかかわっているケースの養子縁組支援を受託する場合は、この時点では実母の相談を担当していない民間機関もある。本調査では、出産前の具体的な実母支援について、独立した調査項目を置いていなかったが、ヒアリングでは、住居の用意、生活費や受診費などの経済的支援、マタニティ服などの衣類の提供、シェルターに移動するための交通費や通信費などの支援をおこなっていることがわかった。

3. 養子に出したいという実母の意思確認と対応について

実母から養子に出したいという相談があった際の意思確認を主とした対応については、10 機関から回答を得た。最も多いのは「養子に出すことを強制せず、まずは妊娠支援を行う」(6)、次いで「自分で育てることができないかの確認と検討をする」(5)、「妊娠期から出産後のどの時点においても何度も意思を確認する」(5)、「審判の結果が出るまではいつでも撤回できることを伝える」(3) の順であった。(表 1) 実母から育てられないという相談があっても、まずは妊娠支援を行い実母が育てる可能性を探り、養子縁組が第一義ではないということを明確にしている機関が多かった。また、養子縁組の意思決定を急がず、家庭裁判所の審判結果が出るまでは意思の撤回が可能なことを機関側は実母に伝えている。しかしながら、現実的には養親が子どもの養育を始めてからの撤回は出来るだけ避けたいという意見も見られた。

出産前に、養子縁組の同意書の提出を求めている機関はなかったが、妊婦の精神的・身体的安定につながる場合は、養親候補者を示す機関もあった。同意の撤回は可能であるが、同意を急がず、同意がなくても一時的に子どもの養育を担っている民間機関もあった。

表1 実母の意思確認とその対応（複数回答）

・養子に出すことを強制せず、まずは妊娠支援を行う	6
・自分で育てることができないかの確認と検討をする	5
・妊娠期から出産後のどの時点においても何度も意思を確認する	5
・審判の結果が出るまではいつでも撤回できることを伝える	3

子どもを委託した実母は、心理的・精神的喪失を経験しているだけでなく、生活課題もあることがわかった。支援につながりにくい背景があり、かつ他者に話しにくい出来事であるために、相談や支援要請が阻害される状況になりやすいと考えられる。

実母が自ら育てる意志がある場合でも、前述のような背景からその後の養育には課題が多い。実母の親との関係の修復、就業や経済的課題の解決、住居の問題、ひとりで育てるための環境が整わない等の状況のまま、民間機関とも連絡が途絶えてしまうことが危惧される。つながった相談が途切れず、養育環境を整えていくには、関係機関との連携や紹介が必要であるが、縁組機関の中には「退院する前に病室で地域の保健師に紹介して顔合わせする」等、さまざまな工夫を行っている機関もあった。一方回答の中には、生活保護や母子生活支援施設の利用条件に該当しなかったり、スムーズに利用できなかったり、使いづらい制度である等、制度の課題もあげられていた。

4. 出産前後の実親支援における関係機関・専門機関との連携

関係機関・専門機関との連携については8機関からの回答が得られた。回答した機関のすべてが「児童相談所」との連携をしている。児童相談所では、行政の調査権などの職権によって、妊婦の安全や子どもの福祉が守られるメリットがある。一方、「児童相談所とは連携がとりにくい」、「実母側が児童相談所との関係を避ける」「児童相談所（自治体）や担当者によって温度差がある」「子供が生まれてからでないと相談できない」「民間との連携が慣れていない」等の問題も指摘されており、児童相談所がどのように関われるか、今後検討の余地がある。

警察と連携している答えた機関は2機関であり、「実母の親の情報（借金の無心をする）、子どもの父親の情報（暴力団関係）などがわかり、それによって、子どもの処遇（乳児院なのか、国際養子なのか）を決定することができた」「実親から相談を受けていたケースで、子どもが警察に保護されたことがある。その時は、警察のほうから連絡があり、相談を受けていた経緯を情報提供した」等の内容であった。

その他の連携機関としては市町村窓口・市町村保健師及び福祉事務所、要保護児童対策地域協議会、母子保健、児童福祉、保育、入院助産の適用、生活保護、DV、婦人保護、母子保護（母子生活支援施設）、産科施設、DVシェルター、保健センター、福祉事務所、司法（弁護士）、大使館、法務省、等相談内容や背景によって多くの関係機関と連携している。

一方で、「施設や担当者によっては非協力的な事もあり、母子ともに適切な支援を受けられない事が多い」「分娩証明をお願いした産科施設が診察を拒否し、自分たちで病院を探しなさい」「戸籍課は分娩を証明するために母親が書く書類の内容で、全く記載する必要のない性的な行為をしつこく聞き、且つプライバシーが守られない窓口で答えさせる」等の関係機関の不適切な対応も見られ、最善の方法で連携できていない状況があった。

5. 母子分離後の主な実母支援

母子分離後の主な実母への支援については 10 機関から回答を得た。最も多いのは、「必要な連絡を取り合いいつでも連絡できるようにする」(7) であり、次いで「精神的支援を行う」(6) となっており、以下は表 2 に示すとおりである。(表 2)

表 2 母子分離後の主な実母支援(複数回答)

- ・必要な連絡を取り合いいつでも連絡できるようにする (7)
- ・精神的支援を行う (6)
- ・行政・児童相談所につなぐ (3)
- ・経済的支援 (2)
- ・保健師につなぐ、実母や親族に対して敬意をはらう、分離後の支援は児童相談所が行う、実母が希望しない時はフォローしない (各 1)

6. 機関活動について広報の方法

機関の活動についての広報の方法は 9 機関からの回答が得られた。最も多いのはホームページでの広報(6件)であり、次いで研修会・説明会(3件)、テレビ新聞等(3件)、不妊外来(1件)となっていた。(図 2)

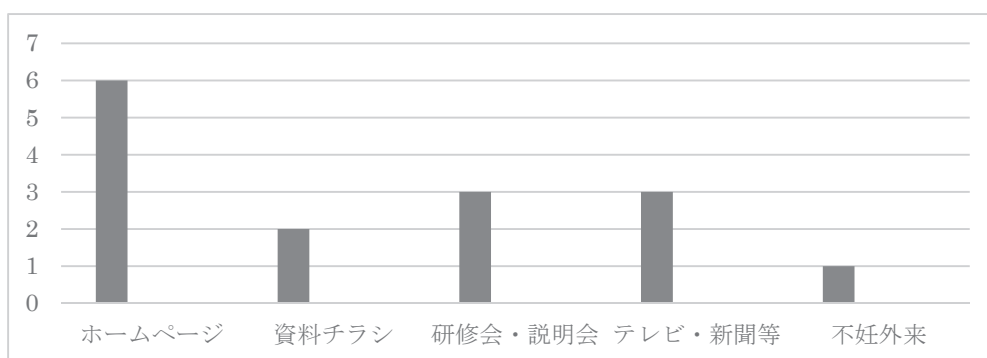


図 2 機関活動の広報の方法

7. 養親の受付・登録条件

1) 養親の年齢

養親の年齢については 11 機関から回答が得られた。最も多いのは 45 歳以下の 4 件であり、46 歳以下・50 歳以下がそれぞれ 3 件であった。45 歳から 50 歳までの開きが若干あるが、全体としては 50 歳以下となっている。(図 3)

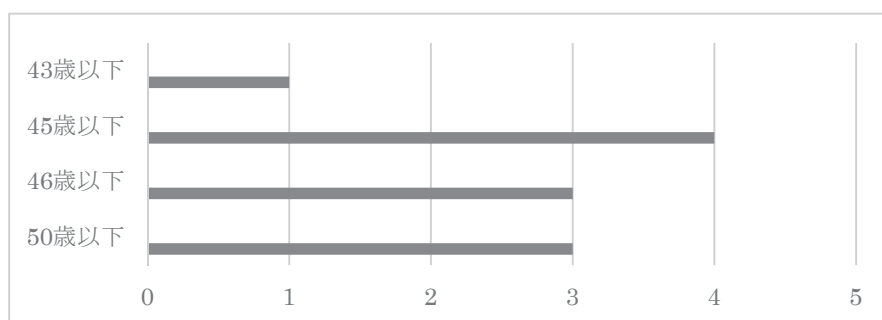


図 3 養親の年齢条件

2) その他の条件および考慮点

その他の条件（件数）では、「自治体の里親認定を受けている」(3)、「日本国内に居住している」(2)、「養母が専業主婦である」(2)、「養父母がそろっている」「結婚後 2 年以上経過している」「安定した職業がある」「クリスチャンである」「条件はない」(各 1) となっていた。里親認定を条件にするのは、民間機関には調査権がないことも理由としてある。

養親縁組の際の留意点としては「体力があり健康である」「不妊ケースは治療後である事」「子どものニーズや状況に優先的に対応する姿勢がある」「自主的（主体的）な能力がある」「すぐに委託可能である」等が挙げられていた。また、「45 歳以上の養親には年長児をマッチングする」「単身の場合は里親をすすめる」等の意見も見られていた。

民法上は、特別養子縁組の場合、要件は、法律婚している夫婦であること、25 歳以上であること（夫婦の一人が 25 歳以上であれば、もう一人は 20 歳以上であればよい）のみで、家庭裁判所が個々の事例を審判する。普通養子縁組の場合は、単身者でもよく、親は子より 1 日でも早く生まれていること（本調査とは関連が小さいが、直系卑属の場合は、卑属が親になれないこと）が要件で、未成年の場合は親権者の同意と家庭裁判所の許可が必要である。国の里親制度ガイドラインでは、子どもとの年齢差の上限が 45 歳を目安とするとなっている。

8. 養親候補者の書類・書面審査の方法等

書類審査については、10 機関からの回答を得た。書類審査を行っている機関は 7 件であり、行っていないのは 2 件、不明 1 件であった。(図 4) 審査時の書類の種類については表 3 に示すとおりである。書類審査を行っている機関の多くが履歴書・身上書等の一般書類と収入証明関係の書類審査を行っていた。(表 3)

面接においては、子どもを迎えることは、親になる者だけではなく、家族や親族にも関わることであるから、同居家族、近隣の親族の意向の聴取をおこなっていた。親族に面接を行っていない場合でも、親族の理解と合意が不可欠であることを面接で確認していた。

養親の適格性の判断について、今後の調査で、その判断力の養成をどのようにおこなっているか（チームで行うことによって OJT として判断力を養う等）という点を整理することが必要であろう。

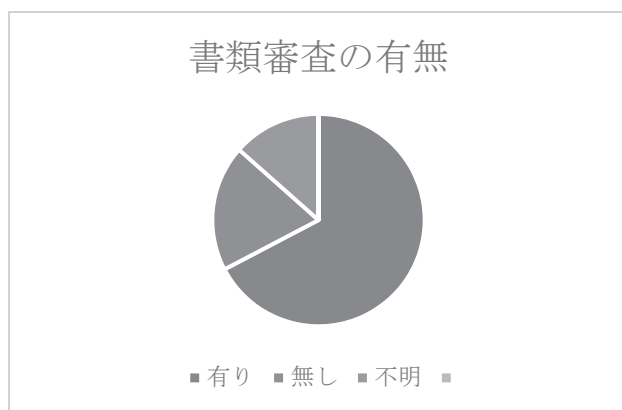


図 4 養親候補者の書類審査の有無

表 3 審査時の書類の種類（件数）

-
- ・ 一般書類（履歴書・身上書） （7）
 - ・ 収入証明関係（5）
 - ・ 推薦状・紹介状（3）
 - ・ 戸籍謄本、住民票、健康診断書、身分証明書、心理診断書、児童相談所における里親登録認定証（各2）
 - ・ 承諾書、保険証、勤務証明書、無犯罪証明書（アメリカ人夫婦） （1）
-

9. 出生届の提出方法

出生届の提出方法は、9機関から回答を得た。「実母・実親が提出」が8件と最も多く、その届出に付き添う民間機関が多かった。（図5）

10. 命名についての考え方、方法等

命名については10機関から回答が得られた。実母または実母の希望する命名者が7件、養親が5件となっており、該当なし（新生児ケースではない）1件、のちに養親が改名2件であった。ケースバイケースで誰が命名するかを判断している機関が多かった。養親が決めるべきであるとの考えを明確にしている機関は1件であり、多くは実母の希望や意向を尊重するとしていた。（複数回答）

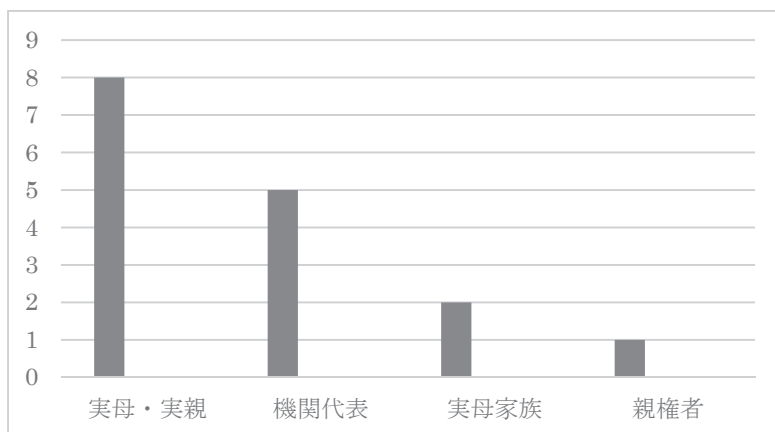


図5 出生届の提出者（複数回答）

1 1. 出産時（産科施設入院中）の実父母（家族）との交流の状況

回答した 8 機関すべてが、実母の意向や希望を尊重した上で「交流有」としている。新生児であれば、抱っこ・授乳・おむつ交換等を積極的に実母にすすめている機関が多い。「実母に子どもの写真やアルバムを渡す」「実母から子どもへのプレゼント」「実母と養親の手紙交換」等が行われている。縁組成立後は「機関を通したセミオープンアドプションの交流」とする機関が多かった。また、実母にはたとえ養育できない子どもであっても、出産経験を肯定的に受け止めることは実母の女性としての人生にプラスであるという意見も見られた。

1 2. 養親が養育を開始する時期

実際的に養親が養育を開始する時期については 11 機関から回答を得た。「実母の気持ち固まり同意書を交わしたあと（書類が整い次第）」が 4 件と最も多く、「実母が出産施設を退院後」「実母から相談を受けた時点」「生後 1 か月以内」「養親の面会や実習が終わってから」「機関が子どもを預かり 30 条の同居届けを提出後」がそれぞれ 1 件ずつと多岐にわたっていた。機関側は実母の意思が固まり次第、出来るだけ早く養親の養育開始につながるようという考え方が主流である。

1 3. 養親の養育開始のための準備について

養親の養育開始のための準備については 6 機関から回答を得た。最も多いのは人形等を用いた育児実習（3 件）であり、セミナーやシンポジウムによる情報提供（1 件）子どもの障害や治療についての情報提供（1 件）となっていた。現在は行っていないが将来的には実施したい（1 件）となっていた。回答が得られた機関が少ないが、養育開始のための準備は十分とは言えず、今後の課題と考えられる。